

浜 健 介 第 926 号  
令和 3 年 3 月 26 日

介護サービス事業者 様

浜松市長 鈴木 康友

総合事業に係る浜松市の要綱の一部改正について（お知らせ）

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者による訪問型・通所型サービスの報酬基準及び指定基準を浜松市の要綱で定めておりますが、令和 3 年度報酬改定に伴い、これらの要綱の一部を改正しました。

これらの要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用されますので、各事業者におかれましては要綱及びサービスコードの確認をお願いします。

記

1 一部改正の要綱

- ・ 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱（報酬基準）
- ・ 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（指定基準）

2 要綱の一部改正の概要

(1) 報酬基準

介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき、基本単価の改正及び新たな加算を創設する。

(2) 指定基準

介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき、指定基準を改正する。

3 要綱及びサービスコードの閲覧先

浜松市ホームページから「ホーム」→「健康・医療・福祉」→「介護保険」→「事業者の方（福祉・介護）」→「介護保険事業者及び従業者の皆様へ」→「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業（指定事業者関連）」をご覧ください。

担当 健康福祉部介護保険課  
指導第 1・2 グループ  
電話 053-457-2875・2787